

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。10番、後藤高明君及び11番、岩崎松生君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第69号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第70号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第71号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第72号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第68号工事請負契約の締結についてから、日程第7、議案第72号財産の取得についての5件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 平成27年第2回大槌町議会臨時会における議案5件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

議案第68号から議案第69号までについては、工事請負契約であります。議案第68号工事請負契約の締結については、役場庁舎に太陽光発電設備を設置する工事であります。議案第69号工事請負契約の締結については、安渡地区公民館避難ホール建設工事であります。

議案第70号から議案第71号までについては、議決を得た工事請負契約に関する変更契約であります。議案第70号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか、第1期工事に関する変更契約であります。議案第71号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか、第2期工事に関する変更契約であります。

議案第72号については、財産の取得に関する契約であります。議案第72号財産の取得については、防災行政無線戸別受信機の購入に関する契約であります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。



### 日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第68号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、大槌町役場太陽光発電設備等設置工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、7,225万2,000円。

4. 契約の相手方、岩手県盛岡市南仙北1丁目22番61号、岩手電工株式会社、代表取締役川村久史です。

次のページをお開きください。

入札は平成27年6月23日に行っており、指名業者は記載の24者です。

次に、参考資料をお開きください。実施理由、大槌町役場庁舎に太陽光発電設備を設置し、平常時における庁舎内の節電を図るとともに、災害時等において電源を確保して業務の継続性を図るものです。

工事概要は太陽光発電設備一式、蓄電能力は30キロワット以上です。付帯電気設備工事として、施設電気回路設備一式。付帯工事、仮設工事一式、鉄骨補強工事一式、太陽光パネル一式です。

太陽光負荷対応範囲図と指名競争入札における公表資料を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ちょっと、3点お尋ねいたします。

発電量はいかほどか。それから耐用年数と、それから私設置場所について、学校とか病院、あるいは電気を大量に使う今度できた製氷工場、それから港で海に落ちたという方がいて「暗くて」と、そういう声も聞かれたので、そういういろいろな設置場所の検討とかそういうのがあればよかったかなと思って。その辺即役場で、それ以外考えられなかったかなと、それをお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 太陽光の全て、一応全体としては32キロワットを予定しております。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。（「いや、まだ」の声あり）

復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 耐用年数についてですけれども、蓄電池についてはおおむね7年から10年程度となっております。太陽光パネルにつきましては、耐用年数としてはおおむね20年程度というふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。蓄電池はこれは鉛電池か、いろいろな電池によってその対応が変わってくると思うんですけれども、その後はやっぱり自己負担というか町の持ち出しになると思うんですけれども、そういった面でこの蓄電池の値段とかそういうのは想定されておりますか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 蓄電池は、一応3,000万円程度ということで想定をしております。（「まだ一つある」の声あり）

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） この予算につきましては、環境省のニューディール基金を使って、全てそれで一応設置をするということで、いわゆる公共施設、公共目的でなければ、それからこういう環境に配慮するという目的でなければその基金が使えないということもありまして、一応この太陽光と。それとこれは、発電の電気については水路

のポンプアップに使用するということもありまして、そういった公共目的でやるということもありましたので、設置する場所としては町役場の屋上を使うということが一番いいということで、この判断をさせていただいております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今の答弁の中で、水路のポンプアップにも使用するという事なんですけれども、そのほかに庁舎内の電力を賄うという部分があると思うんですが、通常時でこのパネルを設置した際に庁舎内の消費電力を何%くらいカバーできるのか、その辺を。何%カバーできて、大体経費削減にどの程度寄与できるのかをお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 何%ということにはちょっと言いづらいんですが、30キロワット程度でございます。一般家庭に例えますと大体3日分、一般家庭の使う分でございます。それで大体の試算でございますが、年間で20万円程度の節減効果になると考えています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 年間20万円ということですよ。それから水路のほうの件もあるんですが、年間20万円ということであれば全体の価格で年数を割ると幾らの費用になるのかなと、その費用対効果を考えたときに、ちょっと割に合わないのかなというふうな気もするわけですが、その辺の考え方はいかがなのでしょう。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の太陽光発電施設は、主に今言ったような今回の震災のような停電時を想定してございまして、今回太陽光負荷対応範囲というのが書いてあるわけなんですけれども、この範囲の部分を買います。30キロワットということなんですけれども、大体30キロワットというのは12時間この部分を容量としては想定してございまして。30キロワットというのは、じゃあどのくらいかということ、10時間であれば1時間当たり3キロワットの消費電力。3キロワットというのはどのくらいかということ、大体家庭用でいえばこたつが500キロワットくらいなんで、30ワットの電球であれば100個分、その分が12時間使うことができるというようなことございまして。主な目的は、やはりそういった停電時における機能の常時調整を図ることが大きな目的で、節電については若干ですので、費用対効果と言われますとそれはなかなかペイはできないだろうとは考えて

ございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 費用対効果でいくとペイはできないという答弁ですけれども、目的とすれば災害時ではなくて、クリーンエネルギーということで考えることのほうが正しいのかなという私の考えからすれば、費用対効果を見込めないのであれば。例えば災害時であれば、別の代がえのシステムがあるわけですし、発電装置があるわけですよ。それから考えると、環境にいいということが前提になってくるのかなというふうに思います。ただ年間20万円で、全体でコストにかかる金額を割ると、すごい割高かなという気持ちもするわけです。そういったところで、もうちょっと安くならなかったのかなという、ただ単に単純な疑問から質問させていただきました。

ただ、これからクリーンエネルギーということでは大切な太陽光、それから水力、そういうものもあるんだろうと思います。ぜひ、今後のクリーンエネルギーを採用する際には費用対効果、余り割高にならないものというところも考えながらやってほしい。何でかという一般家庭では、一般家庭に入る太陽光システムであればその費用で何とか賄えるというのが前提になっていて、今一般家庭に普及しているわけです。公共施設に限っては、費用対効果でどうもマイナスであるというのはちょっと解せないなというところがあったので、その辺のところを考えていただきたいなと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 確かに結構な設置費はかかるんですけれども、その部分についてはグリーンニューディール基金で賄えるということで、町としての採算的には維持管理費に対してどれだけ発電ができるかということになりますので、発電をしていただくことによって町としても財政に圧迫なく、当面は運用できるかなというふうに考えております。

この基金自体がそういうクリーンエネルギーの活用ということを目的としたものでございまして、あと今回役場の屋上に載せれば水道等の発電にも使えるということで、非常にいい事業になるんじゃないかというふうに考えて設置するもので、どうしても役場の屋根に設置した場合に工事費がどうしても相当かかってしまうというようなことと、蓄電をしないとやっぱり非常時に使えないということがあって、これだけの経費がかかっているということではございますが、一方で災害時対応ということも含めての相当な効果があるということで、今回設置するものでございます。今後も、そういうクリーンエ

エネルギーの技術開発というふうな動向を見ながら、そういったものの活用を図りながら環境に配慮した施設整備、まちづくりというのは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 最後の議会だから、何かしら言わなければなと思って今手を挙げたんですけども。

3.11以来、この原発問題がそれこそただいま現在も騒ぎになっているんですけども、それに対してこの再生エネルギーのこういうクリーンエネルギーそのものは、私は金がかかろうと何しよう大変いいことではないかなと、そういうふうに思っております。

それはさておきまして、今入札のその指名業者を見たとき、24者という物すごい、まあ辞退もありますけれどもね。今のこの世の中で、いろいろな土木工事、建築工事はさまざま忙しい。とにかく、業者は「人が足りない、云々、かんぬん」、それはわかりますけれども、こういう電気工事になったとき、例えば町内の業者も育成しなきゃならないというそういう観点からものを言うんですけども、これだけの県内のそれなりの等級があってやるのはわかりますけれども、必要なかなというそういうちょっとした思いね、別に悪気じゃないよ。あなたたちの考え方としては、「いや、だからどうなるかわからないから、このくらいやったんだ」と言えばそれで終わりますけれども、その辺のところもやっぱり将来のことを考えながら、地元もなるべくやれるような育成もしていくべきではないのかなという、そういう思いが1点。

それから、北小だったかなと思って、このパネルが結構あったはずなんだけれども、そのパネルはどこに行ったのかなという、そういうのは、私わかりませんからね、それを思っているんですけども、その辺のところはどうなっているのか。その辺のところを2点お伺いいたします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 入札の件に関してお答えいたします。今回の入札に関しましては、予定価格が2,500万円以上でございます。町内には電気のA級は、2,500万円以上1者しかございません。それで、今回のようなソーラーの特殊なような部分に関しましては、県内のどの事業者が実績があって、どの業者ができるのかがちょっと不明でございましたので、あと昨今の入札不調等のことも勘案いたしまして、県内の電気のA社に指名をいたしたわけでございます。

ただ、実は上水道事業の入札がございまして、そちらのほうでも町内の業者が落札しておりますので、そういった部分も勘案して今後におきましても町内の産業の育成等も踏まえながら、入札状況等に関しまして、指名業者に関しましては検討してまいります。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 北小に設置してあったパネルは、現在吉里吉里小学校の太陽光発電に再利用させていただいております。

○12番（野崎重太君） わかりました。進行。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第68号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、安渡地区公民館避難ホール建設工事。

2. 契約の方法、一般競争入札。

3. 契約の金額、9億6,984万円。

4. 契約の相手方、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長青木敏久です。

次のページをお開きください。

入札は平成27年4月1日に行っており、入札参加条件は大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること、岩手県営建設工事入札参加資格者名簿のランク付が建築A級であること、建築執行時に係る直近の経営事項審査の総合評価点が1,200点以上であること、この三つの条件を全て満たしていることです。

入札参加業者は、記載の2者です。

次に、参考資料をお開きください。工事場所、岩手県上閉伊郡大槌町安渡2丁目245番1。

建築計画概要。敷地面積、7,942.96平方メートル。用途地域は都市計画区域内、用途地域指定のない区域になっております。主要用途、地区公民館・避難ホールです。建築面積1,576.61平方メートル。建蔽率は指定建蔽率70%に対して19.84%になっております。述べ床面積1,656.07平方メートル。容積率は指定容積率200%に対して20.84%になっております。木造一部鉄筋コンクリート造、地上二階建てです。

実施理由は、津波により被災した公民館を災害復旧事業として整備するとともに、津波防災拠点施設として避難ホールを合築して建設するものです。津波浸水シミュレーションの結果を踏まえて、浸水被害が生じない安渡小学校跡地に津波防災拠点として整備するものであります。

配置図と平面図、立面図、条件付一般競争入札に係る公表資料を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） どなたもないようなので、私のほうから1点だけ。

ここも、避難ホールということで整備されるわけですが、先ほどの庁舎の屋上にソーラーが上がるのと一緒に、やっぱり避難ホールという位置づけから、その辺のクリーンエネルギーを利用した災害時に対応できる形のソーラーパネルであったり、必要はないのかなというふうに思うのですが、その辺については検討されなかったのかどうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回の安渡公民館避難ホールの建設工事にクリーンエネルギー等の設備はないのかというご質問だと思いますけれども、今回の設備につきましても太陽光パネルを設置いたしまして、避難ホールが非常時・災害時等に停電になった際には、例えばコンセントであったりとか、非常用灯具であったりとか、あとは断熱器具であったりとか、そういったものがある一定期間、3日程度を想定しておりますけれども、使用できるようにということで計画をしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 何キロワット程度を予定しているか、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 何キロワットくらいかということですが、27から32キロワットの間で整備されるものというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ということは、通常時でもこのホール以外の設備のところ、通常はソーラーで賄えると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 通常時及び避難時ですけれども、避難時においてはこの太陽光パネルのほかに非常用発電機等も設置しております。またそれらにつきましても、平時の運用におきましてもそちらのほうに回路を切りかえることができるように設計しておりますので、使用はできるものというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） こちらの避難ホールですけれども、工事の工期についてお尋ねします。というのは、今現在仮設住宅が立ち並んでおるわけですけれども、配置図を見ると非常に離れが少ないのかなど。あと、工事車両が通っていくのに道路も狭いものですから、そのあたりの住民に配慮した工夫というものを、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず確かに議員おっしゃられますとおり、仮設住宅との離隔がそれほどとれないということもありまして、まず工事用のクレーンであつたりとか重機ないしダンプトラック等の搬入車両については、安渡小学校の背後地のほうから搬入する予定でおります。また、砂ぼこり等も発生することが見受けられますことから、仮設として一般的な防塵の仮設等を行う予定にしております。以上です。

あと工期ですね、失礼しました。工期につきましては、平成28年11月30日を目途に建設を進めていこうというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 同じような質問ですが、今の答弁でいくと背後地から搬入するというので、のりになっているんですけれども、何か仮設でも何でも道路か何かをつくる予定なのかどうかというのが一つと。

あと、前段の議案でもそうなんです、すごい坪単価なわけですね。建築・電気・機械・外構一式、全部含めて9億円ということでしたが、建築・電気・機械・外構の内

訳がわかれば、おおよその値段でいいんですが教えてください。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず重機の搬入についてでございますけれども、安渡小学校解体時においても重機を使用しておりました。その際にも仮設道路等は設けることなく整備できたことから、背後地を使うといいながらも重機等の車両については搬入できるものというふうに考えております。

また、それぞれの内訳ということでしたが、内訳のほうについて細かくしたものはちょっと手持ちにはないんですが、おおよそですけれども避難ホールのほうで7億1,000万円ほど、公民館部分については2億6,000万円ほどとなっております、坪単価といたしましては大体195万円ほどとなっております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 発注になった町内の公民館的なものが第1回目なので、おおよそ公民館を今計画しているのか吉里吉里とか赤浜とかというのものもあるわけですよね。そうすれば、これが例となって、今後設計とか積算とかをしていくものなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 赤浜の公民館・避難ホールにつきましても、設計のほうについてはほぼ完了しております。積算のほうも終了しておりますので、用地のほうの確保ができ次第発注していこうというふうに考えております。

また、吉里吉里公民館のほうでございますけれども、吉里吉里公民館のほうは今年度中に災害査定を受けて、予算の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。ただ、吉里吉里公民館については避難ホールとの合築という形ではありませんので、公民館部分のほうについては規模が小さくなっていくものというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） じゃあ、私は別な方面から。

敷地面積7,942.96平方メートル、建蔽率ということで毎回建蔽率の話をしてはいますけれども、まずこの用地面積のやつを見て、この赤い印の中かということで見えておりますけれども。この公民館ができて、立派なものができるんですけれども、じゃあこの前の広場に対して何かつくってほしいとか、こういうものが、言うなれば建築物として何かつくってほしいといった場合には、それはもう無理なのか。その部分に対して、今年度この敷地面積の中で建蔽率でここしか建てられませんかよと、大きさね。そのほかに、

こっちのほうにちょこっと何か建てたいなど、そういう住民の意見があった場合には、法律上どうなのでしょう。そこの部分、ちょこっと教えてもらえれば。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この地域の指定建蔽率は70%ですので、法律上はその敷地面積の7割までは建物を建てることかできるということになります。ただ、その後の利用はどうかちょっとわかりませんが、今のところは何か安渡の復興協議会での話であると、ここは運動会をやるような広場に使用したいというような話になっていて、今建築物をどうこうというのは出ていないですけれども、そのときは7割までは法律上は建てられるということになります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） わかりました。

なぜこれを聞くかということ、建蔽率だのそういうものに対して、民間の人とかそういうものに対して、建てた以上のもののほかにもものは建てれないのかという本当に簡単な問題、それを再度この部分で聞いておけば、いろいろ放映の中で大丈夫なんだよと、恐らく見ている人がという確認のために聞いたわけですが、そのときにやっぱりアフターというかそういうものに対しても、やっぱりそのほかにもいろいろなもの、例えば住民が欲しい場合にはこここのところにちょこっと水飲み場をつくるとかというようなこともできますしとか、そういう部分に対しての運動場という話も出ますけれども、その他もろもろに対しても対応できますよというあとのあれも欲しかったと。

いつも局長、最後のところにくっつけてくれという話なんで、まずこれはこれとして恐らく放映見ている人が「ああ、そうか」ということの確認でした。どうもありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっと図面でわからない点、3点ばかり。

まず、一つは駐車スペースね。場所は場所だけで、何か十四、五台みたいなんですけれども、これで間に合うのかなと。要するに日常的に使用する場合、あるいは災害時、この程度の駐車スペースでどうかなということが1点と。あとは取付道路、これを見ると何か3メートル・6メートルの道路かな。国道からおりてこれるんですね。その辺の道路、あと下からと。取付道路はどうかということと。三つ目は、建物の南側のスペース、これはどうかということ、3点についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） まず、1点目の駐車場の台数についてですけれども、現在十四、五台を予定しております。図面・配置図を見させていただきますとわかるとおり、建物の南側のほうについては仮設住宅がまだ残っているものですから、仮設住宅を撤去した後は災害時等の駐車場としてこのグラウンドのところも使う予定であるというふうに考えております。

また、3点目の南側の仮設住宅がなくなった後、どのように利活用していくのかというご質問につきましても、先ほど局長のほうから説明があったとおり、当面例えば建築物を建てるということではなくて、グラウンドとして町民の方々に利用していただくといった形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 国道との取りつけということなんですけれども、今この道路の右側について、その先のところで国道との取りつけを一応国道さんと今協議をしておるところでございます。できるだけ出入りができるような形を考えておりますので、今協議中ということでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 問題はその道路なんですけれどもね、今も何か工事車両がおりてきているようなんですけれども、あの道路をやっぱりしっかりしたものにしないと、現状のままではちょっと事故のもとになると思うんです。だからその辺、将来的に何メートルくらいの道路にしたいなというお考えだけでいいですから、お願いします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） ここに図示しています道路ですけれども、一応6メートル道路を整備する予定にはしております。

○10番（後藤高明君） わかりました。了解。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 国道側からの道路の話が出ましたけれども、その面でちょっと私からも伺いたいと思います。国道については、確かに小学校からの取付道路にもなります。それと、もう一つは二渡の後ろの防集団地、ここから相当交通の不便があると。どうしても国道に通すようにお願いしたいという要望が出ているはずですが、これ青木課長、ずっとうやむやな感じがして、いつまでも発注しないなと思っています。そろそろ

発注してやって、やっぱり住む人たちが安心して家を建てられるような、そういう感じをつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 国道との取りつけについては、国道事務所とも一応前向きには検討いただいていますので、一応その絵を描いて具体的な協議を始めているところでございます。二渡神社の団地についても、そういったことの工事に入るようにということで今準備をしておりますので、これについても安渡地区の団地、それ以外の団地についてもできるだけ早期に工事着手に向けて今準備をしているところでございます。一応、既に伐採等も始めているところでございますので、それに続いて工事に早く着手をしたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 岩崎議員さんですが、ちょっとこの問題には関係していないような質問ですので……。

○11番（岩崎松生君） いや、こっちから言って、私もそれ関係ないと思っていましたけれども、課長のほうからそこまでの答弁があったので、それならばと思って話をしました。

○議長（阿部六平君） じゃあ、そういうわけですので、よろしく願います。

阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 阿部でございます。

ここの道路と、それから鉄道について。図面上、今までは鉄道の下を通った道路だったんですけども、今度は鉄道の上を通る道路になるのか、図面をちょっと見てその辺確認しておきたいと思います、設計上のことで。

○議長（阿部六平君） 青木課長。

○都市整備課長（青木利博君） 従来どおり、鉄道の下をくぐるという形になります。ただ、これは今のところ非常に狭い、それから高さもないということで、それを広げて高さもとるとということで、ボックスという箱型のものをつくるということで今JRと協議をして、JRさんでこれは施工をお願いしておるところでございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第69号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第70号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第70号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第1期工事。

2. 契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長青木敏久です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額166億3,225万5,780円を、8億4,499万8,650円増額して、174億7,725万4,430円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。仮契約は平成27年6月29日に行っております。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、赤浜地区において漁業集落防災機能強化事業（土地利用高度化）共同利用施設整備を追加し、赤浜地区において岩手県交通裏団地及び安渡地区の大仏様団地、古学校団地の防災集団移転促進事業移転団地を追加するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） これについては余り問題はないと思っておりますが、いろいろなそれこそ防集移転地域とか、そういうものに対して人数がふえたり減ったりということをするわけでございますが、現在この防集移転地域のものに対しては罹災証明、そういうものがあってが基本であるというところでございますが、例えば一山買ったということの部分に対して、山を削る部分が人が少ないってなると、最初の計画上多く買った部分がありますと。その部分に対しては、聞くところによると土砂、そういうものの想定とかいろいろな部分で切り崩さなくてはならないと、結局。そういう話もちらほら出て

いるんですけども、そういう場合にある程度手前側はちゃんと防集団地をつくるんですが、平地ができた場合将来的に大槌町に帰りたいという方がいます。しかしながら今の大槌町は、この区画整理からいろいろな場所に対して土地がない、土地を買えないという方が多くおります。

その中で、大槌町にも大槌町に土地開発公社というものがございしますが、そういうものを入れて開発案ができるのか。例えば切った分の土地のやつは売った分で国に返すとか、いろいろな部分のことを考えて、そういう緩和はできるという考えでよろしいのか。その部分をお聞かせ願います。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今現在、その団地を今ちょうど変更しなきゃだめな時期なんですけど、いずれ復興庁から1区画も余さないように計画しると、減らせということですね。いわゆるふやすのはだめですよ、それはかなり厳しく見られていまして、いやいや何とか理由をつけて、「こっちはまだまだちゃんと回答がそろっていない人もいます」とかって言っているんですけども、復興庁はいずれ「仮申し込みした人の団地分だけ確保すればいいでしょう。それ以上はつくるな」というふうに言われています。

それから、土地開発公社等の造成ですが、今現在かなりの防集団地の造成費用がかかってございます。その割に、こういった補助事業ですので、かなりそういった造成工事を見込んだ価格じゃなくて、あくまでもその地区の価格として譲渡しております。あるいは貸し付けしておりますので、かなり値段が安くなっています。その分が国庫が今入っているわけですけども、もし土地開発公社でやった場合はほとんどそれは赤字で、採算性が合わないだろうということは思っております。

○議長（阿部六平君） 小松さん、済みません、ちょっと質問の内容に入っていった場合に……。

○7番（小松則明君） これは議長、赤浜地区の概要を見ながら変更内容、変更内容というものに対してはいろいろな地区の造成工事とかという部分に対しての意見として絡むものとして私は考えて意見を出しているんですけど、だめでしょうか。

○議長（阿部六平君） あくまでも今回の工事契約の変更締結の問題について質疑を受けておりますので、済みませんが。

小松則明君。

○7番（小松則明君） そうすれば、安渡について大仏様、古学校、赤浜、岩手県交通の

団地、そういう部分に対しての空き地がなくつくるという場合なんですけれども、これは変更理由ですね。変更理由で増額になった。増額になったんですけども、これから言うのはこれの増額になった部分と、それから土地を増額で大槌町で復興予算で買ったんですけれども、残地の扱いはどのようになるんでしょう。こういう意見ならよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 最初から、防集団地の移転団地については、防集の移転団地に係る部分だけは補助事業であると。残った部分は単独費で、残地として町が持つという以外はないのか。要するに、補助対象外の土地ということの山として残るといふうになると思っております。

○7番（小松則明君） 3回目。

○議長（阿部六平君） どうぞ。

○7番（小松則明君） これ以上しゃべれば、議長にまた注意されますので。

まずいろいろな部分で町当局の方も、これが3回目なのであとは次言われなくて、やっぱり来る人を拒まず入れて人口をふやす、そういうのが町の目的でもあると思っております。それが復興、そういう思いだと思いますが、その中でやっぱりこの増額ありますけれども、創生資金でもできるんじゃないですかという意味も考えて私の質問といたしたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 防集団地については、基本的に被災された方向けということで提供するというので、まずは被災者向けということで、今仮設住宅で暮らしている方々向けに、まず造成していくというのをやっていくというのはまあ当然なんですけれども。その後、町外からとか「帰ってきたよ」というような方もあるだろうというふうな、できるだけ定住促進の観点から町に戻ってきたいという方をふやすということが、やはり並行して大事なことだろうなというふうに思っております。

今までは、用地が非常に足りないという状況の中で、とにかく仮設住宅暮らしの方に用地確保しなければということでやってきたんですけれども、用地の進捗率が95%、ほぼ残りについての見通しが立ってきているという状況になっております。今後その造成を進めていって、被災者に入っていただくということになってまいりますけれども、その後の状況を見ながら今後寺野団地であるとか、あるいは北小のグラウンドが今度高校

ができると使えるようになってくる可能性も出てきます。そして、町が持っている用地を有効活用して、今度は被災者以外の方々に帰ってきてもらうというような取り組みもしていかなければいけないかなということで、そういった想定はして今後考えていこうというふうには思っておりますので、あとこういう需用があるというようなお話をいろいろご提供いただきながら、今後町に定住したいというような需用についてどう応えられるか、今お話があった地方創生ということにももちろん関連しますので、そういった予算の活用であるとか制度の活用ということも含めて、できるだけ大槌に定住していただくという観点からも今後取り組んでいければというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この赤浜の今の防災集団移転の変更ということなんですけれども、先日赤浜のほうに行ったらそこの人たちが何人か集まってがやがやと話をしていた、「何話しているのや」って聞いたら「今度防災集団移転の候補地が、売るのが売らなくなった」とか何とかって、何か集まって話していたのさ。またその次の日行ったら、「実は俺は防災集団移転で移動するところができなくなったんだ」、そういう話されたんですけれども、その辺の話がこの赤浜の住民たちに出ているようなんですけれども、その辺についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 防災団地の用地取得につきましては、一応赤浜地区もほぼめどはついてきております。ということで、団地そのものについては一応もう既に一部団地には造成もかかっておりますので、今後は岩手県交通の裏とかそういった団地についても、今度県交通さんとの移転等というのもありますので、それは県交通さんとの協議を今進めているところでございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 三十幾つかのところとあって話をしていたんですけれども、その岩手県交通の上のほうにありませんでしたか、防災集団移転の用地。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） いわゆる県交通の北側斜面と言っていますけれども、その団地も全て用地は買い取りは終わっております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 小松議員と関連しますけれども、とにかく4年も過ぎると最初は自分でそれこそ建てるんだというそういう思い、土地さえ早くできればというそういう思いがあったんだけど、中には心が変わってくるんですね、この4年間というものは。4年間って、案外長いんですよ。その中で、例えば最初に土地を「このくらい欲しかったんだけど」という戸数、例えば20なら20でもあるんだけど、その中でだんだん変わってきて十四、五になったという、例えばそこで五つ余ったと。そうなったときに、小松議員が言っているような今のそれこそ土地開発事業団でそういうのを求めながら、将来誰かしら帰ってくる町民に譲ってやったらどうかという、そういう思いだと私は思っていますので、そういう認識をしていますけれども。それをやれるのが、個人ではできない。早い話が土地開発公社しかできないのかなと、そういうふうに思っています。

確かに、開発公社で土地を求めて工事すると、物すごく高くなるのは知っています。それはさておきながら、そういう考え方もあってもいいんじゃないかなという、そういうことだと私認識しておりますけれども。実際的に、赤浜地区の場合も防集団地から漁村集落の流れが変わってきたわけだ。当時は漁村集落ってなかった。当時は浪板だけが漁村集落だったの。それが、そのくらいの変われる要素があるものならば、何かしらそういう手だてもあっていいんじゃないかなと、我々議会としては思うのね。物事は、こっちとこっちが変わってくるくらいならば、漁村集落やれるならば、じゃあその辺も利用できるんじゃないかなという、そういう思いがあるんです、我々は素人なりにね。だから、その辺のところはどうなっていくのか。やっぱりだめはだめなのかという、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 残った団地の取り扱いでございますけれども、基本的には残ったままにするよりは使うのが一番と、全く同感でございます。問題は、それを国は要するに被災者のための事業ですよということなので、その目的を変えた形で使えるかどうかというのは、今後も国とは交渉してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 赤浜の造成に関して追加という部分で、それはわかるんですけども、赤浜地区の上の地区における防災機能強化事業共同利用施設整備ということなんですけれども、これは造成とはまた別、建物を建てるとかそういうことになるのかなと

ちょっと思いましたけれども、そういう場合であればやっぱり一緒にしないで競合させるというか、別に考えたほうがいいのかかなんて思ったんですけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 赤浜の漁業集落防災機能強化事業というのは、漁業に従事している方のいわゆる作業場ですとか、あるいは宅地ですとか、そういったものを今回の震災に対して恐れがないような形のものをつくるということの事業でございまして、一部ですから漁業に従事している方の宅地をかさ上げして、そこに宅地を供給すると。あわせて作業場、いわゆる漁具倉庫ですとかあるいは網干し場とか、そういったものも整備をするといった事業でございまして、これは防集団地とは別にそういった用地を整備するという事業でございまして。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございます。

防集の話をしていると、住民さんと話をしていると、例えば一戸建てで建てたいと、土地は買わないで、そのまま借りた格好で建てたいんだと。ところが高齢者の場合は、「俺は10年しか生きれないものを、借りている土地であれば返してくださいが原則だから、家も壊して更地にして返してくださいと言われました」という説明だったんですよ。今、今建てて10年でじいちゃんが建てた家を、じゃあ壊して返せまで言ったら、誰も建てる人がいないのではないかと。それで考えているのが、考えているんでしょうけれども、それを例えば相続としてもらえば、そのまま息子さんが借り続けることができるのかということが、1点聞きたいです。

それと、「団地に建てたい。今計画していました」、ところがばあちゃん2人、離れた息子さんがいたときに、この前事例であった話ですけれども、片方が亡くなりましたといったときの補助金の問題だったりとか。じゃあ、時系列リアルに話するけれども、ハウスメーカーに契約して発注になって、完成してからの払いですがね。じゃあ、完成する前に亡くなれば、罹災証明がなくなるということなので、それは出ないのか、出るのとかね。極端な話が、ばあちゃんとじいちゃんが家を、息子が罹災はしていないけれども、一緒に住んで建てたいなと思ってやっていたら、途中で亡くなったら、それはストップしてしまうのかとか、いろいろな話が出るんですよ、リアルになってくると。

防集団地がどんどんどんどんできていくから、できていけばできていくほど自分の身になって考えたときに、特に高齢者の人はそういうもので悩んでいるということを直接

聞くんですね。そういう点についてどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まず、その借地の部分でございますけれども、その方が建てましたと、10年たったと。基本的には、今の契約では更地で返しなさいということになっています。ただ、そこに一緒に家族が住んでいましたとか、その部分を承継できるかどうかという話なんですけれども、基本的には承継はできるという規定はつくっています。ただ一番いいのは、その時点で買ってもらうのが一番。土地をその人に買ってもらうというのが一番いいです。ただ、それもいかない場合は、それについてはその後賃貸契約を継続するかどうかは、ちょっとまたグレーなところかなと。ただ基本的にはできるだけ、本来の制度ではないんですけれども、それも考えておかなきゃいけないだろうなどは思っています。

次に、補助金のほうでございますけれども、基本的には交付決定を受けた段階で補助の交付が決まりますので、その後なくなっても多分、ちょっときょう被災支援室がないんであれですけれども、交付決定された場合はそのまま補助金は交付されるというふうに理解しています。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 2点目は、ちょっと安心しました。同居していればいいという話でしたが、じゃあ同居していなければどうなのかとかね、同居で同居者が罹災証明がなくても、その時点で本来建てた人が亡くなった場合には買い取ってもらえればいいと言ったけれども、その時点で息子さんなり娘さんが買ってしまえば、それで買うことはできるのかね。結局罹災証明がない人が買うということになるけれども、同居しているのが条件だという話なのか、いや同居するとかしないとかでなくて、ふるさとがあって息子がたまに来る家として取り扱いたい場合に、そこら辺は今後詰めていくということですか。

○議長（阿部六平君） 済みません、芳賀 潤さん。工事請負契約変更についての件です。いいですか、復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今の承継というのは、借地料の承継でございます。基本的には、この被災した方がそこで亡くなったというあれですけれども、その時点でもうその役目は終わったと理解しますので、そこで用途廃止をして売ることは可能だと思っています。その分補助金返還するかどうかは、ちょっと国との相談でございますけれども。

それからもう一つ想定していたのは、逆に建物が例えば競売物件にかかったということだつて往々にしてあるだろうと。その場合は、競売物件の持ち主にはできるだけ借地ではなくて、もう買ってもらいたいというふうな形での制度設計は、そして譲渡できる規定はつくってございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 議長におこられないように、このペーパーを見ながら。

工事概要、その変更内容について赤浜の部分、今阿部俊作議員が質問したので大体わかりました。安渡地区についての大仏様と古学校の団地、これの詳細をわかりたいんですが。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 安渡地区の大仏様団地と古学校団地の戸数ということでよろしいでしょうか、詳細というのは。

○11番（岩崎松生君） 詳細というのは、要するに変更になった部分は何の部分かなど。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 工事の段階は、基本設計をまずします。その後基本設計が固まった段階で、こういった形のCMというものに渡して、詳細設計と施工を一体で委託するわけです。したがって、古学校とか先ほどの道路みたいなものは既にもう出していますので、詳細設計に今かかっています。今言ったような国道の取りつけとかで変われば、その旨を一旦とめて選考をかけると。

ただ、今回のこの大仏様と古学校については、基本設計がまだちゃんとできていなかったもので、今回は基本設計が整ったということで発注している。これから詳細設計にかかって、それに基づいて施工に入っていくということでございます。

○11番（岩崎松生君） わかりました。

○議長（阿部六平君） 進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第70号工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第71号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第71号工事請負、変更の変更を削除いたします。

工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事。

2. 契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長青木敏久です。

今回変更する議決事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額15億4,910万160円を、3,335万3,640円増額して、15億8,245万3,800円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。仮契約は平成27年6月29日に行っています。

次に、参考資料をお開きください。

変更理由は、上水道基本計画の変更により推進工法と新規工種を追加契約するものです。

変更内容は、軌道推進工事、推進工28メートル、立坑工2カ所、国道推進工13メートル、立坑工2カ所を追加するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 済みません、私この工事のこと詳しくわからないんですけども、立坑というこのどういうものか、ちょっと説明お願いします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 推進工についてでございますけれども、推進工というものの自体が立坑といって縦穴をまず掘って、そこからトンネルを掘るように横に推進でもんでいくという作業になっていくわけですが、発進立坑と到達立坑という2カ所の立坑を掘削して、その間を推進で押していくという作業になります。立坑というのはその縦穴のことを示しております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 伸松・小枕方面……、いいです。済みません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この推進工事、二つに分かれているわけですよね、軌道推進と国道推進。これを一括で金額訂正しているのです、それぞれの訂正の金額わかりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それぞれの金額ちょっと今持ち合わせておりませんので、調べてちょっと後から回答させていただきます。ただ、軌道推進工とこの国道推進工ということですが、基本的には鉄道部分をいわゆる抜く部分の推進工事と国道部分を抜く推進工事、推進方法自体は基本的にはそんなに差はないものでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私は面倒くさいことになりますので、議長にとめられるかもわかりませんが。

推進工事という前にこの変更理由、大槌町、浪板、吉里吉里、いろいろな部分の復興工事業の実施に当たりということ念頭にちょこっとお聞きいたします。

この推進工事と水道というものに対しての話です。例えば防集移転地域で、水道または下水道のいろいろなものができますよね。それを例えば各土地に、言うなれば公共ます、それから水道のちゃんと取りつけの場所、そういうの位置決め、いろいろな区画整理でもやっておりますけれども、今。その部分で、昔私たちは上から見た平面図というもので見ておりました。その中でいろいろな防集団地、いろいろな区画整理も含むところでございますが、のりの部分が出たということで、これは大事ですからね。例えば水道の漏水があった場合、のりにかぶってのりが崩れたりするかもしれないという事前のことで、今土地区画の設計の基準というものは1メートル以上のものは擁壁というものができるといいますよね。ところが、1メートル以下ののりというものに対しては擁

壁をつくらない。ここで例えば水道が破れたとか、のりに水がかぶって崩れたとか、そういうことがあるやもしれない。また、その他の天災があるかもわからないということなんですけれども、土地の絡みとかそういう部分に対して、今まで震災の部分に対しての法律というもののほかに、1メートルから幾らまでというものの擁壁とかそういうものはできないのか。水道に絡めて話しているんですけれども、そういう方向についてはいかがなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 造成の工事に関しまして、1メートルを超えるものについては擁壁をしましょう。1メートル以下についてはのり仕上げという形で、一応町としては決めております。これについては、根拠としては県の開発基準ですとかそういったことで、1メートルを超えるものについてはそういう擁壁等を設置すべきということで基準がありますので、それに基づいて整備をしております。それ以上の試算については、これは一応いわゆる補助金を使っておりますので、それ以上のものについて根拠がないということもありますので、一つ県の基準を根拠にしてこれは擁壁を1メートルを超えるものについては設置をしないといけないということで、一応補助金を使わせていただいております。

これについて、一応先ほども言いましたように水道だとかの引き込みに関しては、基本的にはいわゆる平地のところに設けますので、これは将来的には駐車場になるものですか、あるいは道路からいわゆる平地の部分にそういった施設を設けますので、のりの部分にそういったものを設けるといのは基本的にはございませんので、そういった漏水があったりとかそういったことで崩れるという、基本的にはそういった恐れはないというふうに判断をしております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 課長、今の答弁の中に平地の部分とか道路から擁壁の部分に水道の推移、そういうものがないという話については、それはちょっと間違いだと思いますよ。家を建てるときにどっち向きで建てるか、大槌という狭い場所ですよ。そういう部分に対して家の向き、それからトイレとか水の部分というのは擁壁側に建つかももしれない。いいですか、そういうものをちゃんと考えて答弁はしてください。必ず平らなところにそれはつくものか、そういうものじゃないですよ。今まで私もいろいろな仕事をしてきましたが、じゃあ公共下水道の公共ます、それは平地に全部ついてますか。

擁壁の下も通っていますよ。そうじゃなくて、そういういろいろな部分のことが起きた場合という話の中で、いろいろ考えているんですよ。

それで、これのことの発端というかのものに対しては……。

○議長（阿部六平君） 小松議員さん、簡潔にお願いします。

○7番（小松則明君） 簡潔に。言うなれば、できるだけ土地をもらうときに後で擁壁を  
するとか、1メートル以下の擁壁をするのか。銭っこかかるべ、そうしたら。お金がか  
かったら、家を建てるにも建てれないべと。余分なお金をかけないようにするにはどう  
したらいかんべかということ、私はいろいろな部分を今絡めましたけれども、やっぱ  
りお金をかけないで住民に渡すのがこれが復興だと思いますが、私は間違っているでし  
ょうか、どうです。（「間違っていない」の声あり）

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） のりの処理はこっちもいろいろ検討はしたんですけども、  
基本的には今言ったような1メートルを超えるものについては認められるが、それ以外  
は認められないということになりますと、それを何とかどこかでやらないと。効果促進  
事業でできないかというような事例も探したんですが、なじまないのではやはりだめだと。  
基本的にはまずもってそのとおりで、国の言い方は早く言うと基礎の財産をつくってや  
るのかという話で、逆に言えばそこは単独費の工事になります。ということは、逆に言  
えば単独費はそのまま結局は買う人に降りかかっていきますので、まず補助がないとい  
う状態の中では結果としてつくっても、その分を被災者の負担に転嫁することは、もう  
税金をそこで入れることはできないので、転嫁するしかないというのが今の結論でござ  
います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君……。

○7番（小松則明君） 議長、わかります。わかりますけれども、大事だからさ。じゃあ  
最初からのり面があるということ、今になってのり面があるとかそういうものがあるな  
らば、今になって「ここだ」ということでのりがついている図面が来た。最初からそう  
いうのりがあったならば、その土地選ばないですよ。やっぱり被災者を大事にする、  
そういうことをやって、国のほうでは「防集団地つくります。そこに行ってください」  
って言っているの。だから、土地のそれこそ普通に民間で売る土地より安いですよと。  
安いけれども、じゃあそこさまたお金かける、家を建てるのと余分なもの、擁壁とかと  
いうものに対して私は幾分でも少なくしてやりたい、そういう方向で国との折衝もして

くださいよ。それが復興でしょうと。震災前の土地区画をつくる、造成工事をするための法律は、被災前の話ですよ。銭っこない大槌町の人たちは、やっぱりその中でこれさお金使ったら家を建てる分の資金がない。例えば布団を買うとか、何か棚を買うとか、いろいろものに銭っこ使いたいのさ。やっぱりそういう部分で考えましょう。ぶち当たるといことは必要だと思いますが、町長いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この件に関しては、大変要望が多いというふうに受けとめております。図面を見たときは平面図、でき上がって見たときは台形。その台形ののり面のところがこれから大変費用がかかると、かなりダメージが大きいというふうに承っております。先ほど担当のほうからこの件の基準、補助基準、これはそのとおりでありまして、そういう要望が多いということは住民の声が大きいということを受けとめて、法律でも基準でも何とかしていかなければならないということで、要望活動をしながらこれを改正、あるいは基準の見直しを図ることも政治ではないのかなというふうに思っております。

本来であれば、私も早くこのことについて要望活動をしたいわけですが、なかなかそういう状況でもないというふうな状況でございまして、このことについては先日の日曜日に公明党の山口代表が来たときにも、こののり面の対応について何とかできないでしょうか。それから、資材の高騰等についての対応についてもお願いしますということの話をしております。これは、何らかの形で何とかしなければならない。効果促進事業等で対応できないというところもあるわけですが、その辺についても国に要望をしながら、いわゆる全額でなくても定額的な対応は図っていかなければならない。そんな思いで、これからも国のほうに強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第72号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第72号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） それでは、議案第72号財産の取得について説明いたします。

1. 財産の品名、大槌町防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）。

2. 取得の数量、5,500台。

3. 取得の方法、指名競争入札。

4. 取得の金額、3,465万8,280円。

5. 契約の相手方、埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目299番地12、リズム時計工業株式会社、代表取締役社長笠間達雄でございます。

次のページをお願いいたします。

入札年月日、平成27年7月6日。

指名業者ですが、町内業者及び他の自治体の納入実績のある5者を指名してごさいます。

次の参考資料をお願いいたします。

防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）ですが、雨天や暴風雨等の悪条件においても、室内まで防災情報を確実に伝達し、情報入手手段の多様化と避難の迅速化を図るため、無償貸与するものでございます。納期については10月30日となっておりますので、年内には貸与できるものと見込んでおります。

製品の概要ですが、サイズについては持ち運びできるサイズとなっております。防災行政無線のほか、AM・FMのラジオを受信できるものでございます。電源についてはACと電池を併用しておりまして、本体にはLEDライトがついております。

特徴でございますが、防災行政無線の放送を感知すると電源オフでも自動的に立ち上がり、放送が流れます。ラジオ受信している場合でも、自動的に切りかわって防災行政無線の放送が流れるものでございます。あわせてラジオ放送も受信することができますので、停電時でも放送が得られますし、持って出ることによって避難先でも情報が得られるものでございます。また、停電時においては本体にライトがついておりますので、懐中電灯としても使用できるものでございます。製品の写真については、以下に掲載してごさいます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君

○6番（東梅康悦君） 運用につきましてお尋ねいたします。

以前であれば、おとといのようなすごい高温時には熱中症への注意喚起の放送等も数年前はありました。ただ、このごろは放送内容の整理ということで伺っていますけれども、どのような項目を今考えながら使っているのかというところをお知らせください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 先ほど議案を読み上げましたが、住所がちょっと間違っていましたので、訂正させてください。住所については、宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目12番1号でございます。失礼しました。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 東梅議員の質問にお答えいたします。

昨年の9月に防災行政無線の運用のあり方に対して大部分のほうで定めておりまして、主に三つ定めております。一つとしましては復興事業に関すること、あとは災害等の予警報に関する部分、あともう一つは町長が特に必要と認める場合というこの三つに絞っております。今ご指摘ありましたとおり熱中症等、きのう、おとといとかなり記録的な熱もありますので、その部分に関しては担当の部署のほうと話をして、どのような形で周知をしていくかというのを詰めさせていただきまして、複合的な形で情報発信をしていきたいなど、このように考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君

○6番（東梅康悦君） 確かに頻繁に防災無線が鳴りますと、なかなか慣れてしまって非常時、緊急時にはもしかしたら聞き逃す方々もいると思いますので、そこら辺は慎重に内容を精査しなければいけないと思うんですけども、やはりおとといのような全国でも指を折れるような高温時にはぜひそこら辺も考えて、何も30度を超えた日は毎回というのを望むものではないんですけども、そこら辺もやはり町長の求める事項というところでよく考えながら利用させていただきたいなと思ひまして、終わります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この防災行政無線戸別受信機についてお尋ねをいたします。

この製品についてなんですけれども、これは通常のラジオとは違って防災無線を受信できるという設備を備えたものなわけなんですけれども、こういったものはメーカーによってあるんだろうなとは思いますが、これを選んだ理由をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

まず選定の理由としましては当方のほうで、ちょっと今済みません、手持ちの資料がありませんが、ある一定の受信能力を兼ね備えた仕様書のほうを製造メーカーのほうに提示をいたしまして、その中で一番廉価な業者を入札によって決めさせていただいております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 価格については、別に異議があるわけじゃないんですが、この内容を見ると生活防水機能が備わっているのかなというところにちょっと疑問を感じました。当然災害時、どんな状況の中でこのラジオを活用するのかって考えたときに、やっぱり雨天、悪天候等考えられる。そういうときに、やっぱり防水機能が備わっているほうがよかったのではないのかなという点が1点と。その理由の一つには、普段からラジオを聞きながら農作業であったり、それから山に持って放送を聞きながらという人たちもいるわけです。そのときにこの防災無線まで備わったものがあれば、日常の中で使用するものとしては大変ありがたいものなわけですね。そんな中で、やっぱり最低限生活防水という部分が必要だったのではないのかなというふうに思うんですが、その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今のご指摘のとおり、確かに防水でありますとかさまざまな全天候型のものがあれば、何があってもそのまま持ち出しができるという便利さがあります。ただ、災害の際にやはりこれはある唯一の情報の取得手段の一つでもあるというところからいきますと、やはりこれを利用される住民の皆様にはより防災に関する意識を強く持っていただきたい。なので、確かに防水機能があっても雨に濡れても、変な話水につかっても大丈夫だという安心感ではなく、やはり有事の際は、これを持って逃げる際にはやはりリュックの中に食料品であるとか生活必需品等も一緒に入れて持って逃げる。濡れたら壊れてしまうというふうな形で、ある意味気構えといいますか大事に扱ってもらおうという意味合いの中で、今回防水機能というのはあえてつけておりません。その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 確かに危機管理という部分での備えという考え方はわかるんです

けれども、ただ通常の中でFMであるとかAMのラジオも聞けるといふところを考えると、どうも日常に則した形で常に意識として防災意識を持つてれば、日常の中で活動の中に備わっているものとして考えるには、やっぱり普段遣いが大事なのではないのかなというふうには私は考えるわけですね。

その辺で、恐らく防水機能が備わると、その分単価も高くなるんだらうなというふうには思います。ただ、今後検討する上ではそういった日常の中での備えという中では、利用しつつも何かあったらすぐ受信できるんだというね。実際に、この中でうたっているわけです。ラジオを聞いていても、防災無線が入れば自動的に切りかわるといふシステムになっているわけです。そういうことを考えると、日常遣いということを考えながらその辺のことも考えていただければよろしいかなというふうには思います。

それで1点だけ、これは何年くらい使用可能なものをお尋ねします。耐久年数。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 何年というあれじゃないんですが、電化製品については大抵耐用年数は5年くらいかなというふうにはなっておりますが、ただ5年でまた使えなくなるという話ではないので、それ以降もずっと使う、極端な話は壊れるまでということになりますが、そういった形で使うことになるのかなというふうには思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 防災行政無線の戸別受信機、こちら希望者に対して無料貸与ということなんですけれども、希望者の受け付けはいつから始まるのかということと、あと内訳に対して罹災証明発行世帯と被災なしの世帯、内訳で分かれているわけなんですけれども、配布の優先順位というものが変わるのかどうか。2点お尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

配布の方法につきましては、この機械の納期が一応予定としましては10月30日を予定しております。その前段までに配布方法等考えておりますが、広報等で全戸配布で無料貸与の申込受け付けをしまして、各地区で配布会を開催。その際に、使用方法等の説明もしたいなというふうには考えております。詳細につきましては、課内のほうで今検討中ですので、それが決まり次第広報等を使って住民の皆様にお知らせしたいなというふうには考えております。

あと公表資料の中にございます内訳の部分につきましては、財源の内訳の違いでござ

いまして、被災されている方に関しては罹災証明等の発行で4,200台、被災されていない方は1,000台という見込みで、優先順位は特に設けてはおりません。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 私も何かラジオというと、電波が届かないところがあってよく聞けない場所もあるんですが、この防災無線は町内、例えば金沢にしろ小鎚にしろ、今ラジオの聞けない場所でもこの防災無線といいますかね、これがあれば、受信機があればFMもAMもそれなりに聞けるのかどうか。その電波の状況をお願いします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

実はことしの4月1日からおおちゃんラジオ、過去震災前に地上波デジタルテレビ放送の難視聴エリアの部分で、大槌町の事業でCATV化をしております。それで、震災前からやはり大槌町はラジオの難聴区域であるということもありましたので、この設備を活用しましてことしの4月1日からFM4波はCATVも、聞いていらっしゃる地区はテレビのラインでラジオを聞くことができます。ですので、外ではちょっと聞こえない状況ではあるんですが、今回配布されます防災ラジオにつきましても、防災行政無線も同じようにテレビのラインを通して送ることができますので、一応金沢・小鎚のほうの地区でもテレビの線に接続していただくことで、ラジオと防災行政無線を聞くことができるというふうになっております。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） わかりました。そうすると、おおちゃんのおおちゃんねるですかね、そこの契約しているところはそれから線をつないで聞けると。つないでいないところは聞けないということになりますかね、そうすると。外で持って歩く分は、山の中とか畑というところはどうなんですかね。地元の話聞けば、持って歩いても大丈夫だという話なんです。その辺は、線をつなげない状態のところはどうなんですかね。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今岩崎議員おっしゃるとおりで、やはりテレビがもともと地上デジタル放送が受信できない地区は、震災前は各地区で旧共聴組合ということで有線で見えておりました。その部分は、今回の整備の際に対象となっている世帯全部には布設がえをして、テレビが見れる状況になっておりますので、そこに関しましては屋内に限りですが、ラジオと防災行政無線を受信することができます。

あとは、屋外の部分に関しましては今回の購入予定の部分のモデル機を使いまして、各受信点調査のほうを先月実施をしております。町内全域ではないんですが、屋外で受信できる部分も大槌地割、あと小釜地区においては蕨打直地区あたりまでは一応受信が可能。そこから奥の部分に関しましては、残念ながら現設備の中では外で聞くことというのがまだできない状況にあります。それにつきましては、今後やはり情報格差の部分を解消すべき方策を考えて進めていきたいなど、このように思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 本当にこの防災無線ラジオということで、この形は去年の何月でしたか、私ここの前に一般質問に出して「こういういろいろなものがあるんだよ」ということの中で、町当局の皆さんがいろいろ考案してもらって実際になったということは、かなりうれしく思っております。

それから今の防災、旧難聴地区のところの部分の余り古くなり過ぎて壊れた場合には、それを新しいものと交換できるのかということの一つお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今回の震災の災害復旧の中で、防災行政無線もデジタル化に移行はしております。やはり屋外子局で受信ができる、いわゆるトランペット型のスピーカーで外に置いたときに、やはり距離が離れ過ぎて聞こえない、特に山間部の地区の方にあります場合は各家に、今小松議員さんおっしゃるとおり戸別受信機というのが既に整備をさせていただいております。万が一その機械が壊れた場合は、そちらのほうは役場のほうで交換をさせていただくというふうな形を考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。

これは雑談ではございますが、この間ちょっと大貫台のほうに行ってから「うちのほうは聞こえない」ということで、すぐ町長のほうにいろいろ対応していただきまして、何日後にちゃんと無線機やら機械から直してもらったということで、町民の方がかなり喜んでおりました。やっぱりすぐやる、すぐやる危機管理というものが大事だ。その人たちは、かなり聞こえなくて心配はしていたということで、「ありがとう」という言葉を聞きました。やっぱり町長、これからもそういうものに対してすぐ動くような努力、また今後とも続けてほしいと思っております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第72号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

復興局長。

○復興局長（那須 智君） 先ほど東梅議員からの質問のところで、保留していた答弁についてお答えいたします。

軌道推進工事の概算工事費でございますけれども2,280万円、それから国道推進工事の概算工事費は1,050万円となっております。

○議長（阿部六平君） 閉会に当たり、本臨時会が任期中最後の議会となることから、改めて一言ご挨拶を申し上げます。

あの忌まわしい大震災から5カ月目の選挙から今日までの4年間、議員各位並びに町当局の皆さんの復興へのご尽力に、改めて感謝を申し上げます。

また、私ども議員は町民の代表として議員の職責と議決機関、その使命を果たすことができましたことを、ともに喜びとするところであります。私ども議会と執行機関当局のしっかりとした関係構築こそが、二元代表制のもと、最終的には地方自治法第1条の定める「地方公共団体の健全な発達」、さらには「住民の福祉の増進を図ること」につながり、終局的には「幸せである」という結果をもたらすものと信じております。

議員各位におかれましては、任期は残りあと1カ月ありますが、再出馬される議員の皆様、どうかくれぐれもご自愛し、ご自重の上、ご健闘されるよう心よりご祈念を申し上げます。そして、後進に道を譲られる議員の皆様、本町発展のためにこれまで同様ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、報道機関関係各位の皆様には何かとご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

これから暑さも増してまいります。どうか皆様にはいっそうご自愛の上、ますますご活躍くださいますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○

○議長（阿部六平君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、閉会をいたします。

平成27年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

閉 会 午前11時54分

上記平成27年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員